論　説

原発損害賠償請求権と共益債権(1)

久　保　壽　彦

1．はじめに

原子力発電所を有する電力事業者において，将来的に大災害等によって，東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島原発」という）事故と同程度またはそれ以上のものが発生した場合，その巨額の損害賠償債務によって同電力事業者の中には経営的に甚大な影響を受ける事業者が現れ，延いては破綻に繋がるような事象が発生した場合，原発事故被害者への損害賠償を十分なものとするためには，倒産手続において賠償金の支払いが優先的にまたは随時支払われる必要がある。さらに，経済や日常生活へのダメージを避けるためには継続して電力の安定供給を図らねば

ならない。その場合，再建型の倒産手続きが選択されることになるものと思われる。再建型倒産手続には，民事再生法と会社更生法の二つの手続が法定化されているが，電力事業者の規模，社債等担保権者の処遇，また損害賠償債権者の数から判断し，より裁判所の関与が厳格な会社更生手続が選択されるのではないかと推測される[1)]。もっとも，民事再生手続か会社更生手続のどちらの手続の適用を申請するかは，個々の事案によって決せられるものと思われる[2)]。民事再生の事例としては，1兆円を超える負債を抱えて破綻し，民事再生手続において再生を図ったそごう百貨店グループの事例もある。更に言えば，地域経済活性化支援機構（REVIC）スキームや事業再生ADR などの手法も選択肢として考慮することもできるだろう。

本研究は，仮に会社更生手続が選択されたとしても，原子力損害賠償・廃炉支援機構法（以下「支援機構法」という）にもとづくスキームを維持し，新総合特別事業計画等の国からの認可を得た後に，原子力損害賠償・廃炉支援機構（以下「支援機構」という）から資金交付を受け，その交付金によって損害賠償がなされるというスキームが維持されることを前提に，事業者の破綻時には特別法をもって被害者の保護及電力の安定供給を図ることを目的に検討・考察を行うものである。

本稿では，上記研究の中でこれまで一部検討した原発損害賠償請求権の会社更生手続における処遇についてさらに考察を深めていきたいと考えるが，会社更生手続における各取引債権の基本的処遇及び原発損害賠償請求権を不法行為に基づく損害賠償請求権と位置付け，この請求権の共益債権化の可能性について，これまでの拙稿[3)]の主張に加えて，各論稿等の整理と今後の方向性他につき検証することとしたい。なお，本稿は本研究の初編とし，主に会社更生手続を中心に検討することとし，民事再生手続などにおける取扱いについて次稿以降の課題としたい。

2．原発損害賠償請求権と不法行為にもとづく損害賠償請求権

原発損害賠償請求権が不法行為にもとづく損害賠償請求権であるかどうかについては重要な論点である。しかし，原発損害賠償請求権は，巨額かつ複雑な科学技術を集約した原子力事業により，損害が生じた場合，被害者側で，原子力事業者の故意，過失の主張立証をすることは困難であり，それを要求することは被害者の救済を拒む結果になる。したがって，原子力事業者は一般の不法行為責任の故意，過失を責任要件とせず，「原子炉の運転等の際，当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは，当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」（原子力損害賠償法3条1項本文）と規定され，無過失責任を負うとされている[4)]。また，「同損害賠償請求権は，不法行為責任の中の危険責任を責任原因とする類型に位置する過失責任との関係では，過失責任ではなく危険負担原則によって正当化される。しかしながら，過失責任と危険責任について，加害者の損害賠償責任を基礎づける法として捉えた場合には，共通する部分もある。特に，過失責任にもとづく損害賠償においては，交通事故損害賠償実務を中心に，判例・裁判例が積み上げられており，それらを原子力損害賠償責任において参照することが有益である。また，注書において，公害事件についても，損害賠償に関する判例・裁判例が積み上げられており，同様に参照することができるとする[5)]見解もある。以上から本稿においても会社更生

手続における同請求権の処遇を交通事故や公害・薬害等にもとづく損害賠償請求権と類似の請求権として捉え[6]，またこれら請求権の優先的弁済及び共益債権化についても，「不法行為にもとづく損害賠償請求権」として検討されていることから，本稿においても同様の位置づけで検討することとした。

3．会社更生手続における債権の基本分類

更生手続において，債権者の更生会社に対する債権は，更生債権（優先的更生債権，一般の更生債権，約定劣後更生債権），更生担保権，共益債権，開始後債権に区分される。

このうち，更生債権および更生担保権が，更生手続において手続外での権利行使[7]が禁止され，更生計画において権利変更[8]の対象とされる債権である。共益債権は更生手続外での権利行使が可能であり，更生計画における権利変更の対象ともならないと規定されている。

3.1　更生債権・優先的更生債権

3.1.1　更生債権

更生債権とは，更生会社において，更生手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権または会社更生法２条８項各号に掲げる権利であって，共益債権または更生担保権に該当しないもののことをいう。更生債権は，更生手続によらなければ権利行使はできず，更生計画に定めるところによらなければ，弁済をし，弁済を受け，その他債権を消滅させる行為をすることはできない（法47条１項）。

更生手続開始決定前の原因にもとづいて生じた財産上の請求権とは，無担保の金銭債権や損害賠償請求権等がこれに該当するが，法２条８号に別途８種類の更生債権が規定されている[9]。

3.1.2　優先的更生債権

優先的更生債権とは，一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権のことをいう（法168条１項２号）。更生手続においては一般優先債権[10]も優先的更生債権として手続の対象とされる。優先的更生債権は，更生計画において更生担保権に次ぐ２番目の順位として取扱うものとされており，一般の更生債権以下の債権と比較して公正かつ衡平な差を設けなければならないものとされている（法168条１項３号）。

3.2　更生担保権

更生担保権とは，更生手続開始時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの等のうち，当該担保権の目的である財産価額が更生手続開始の時における時価とした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう（法２条10項）。更生担保権は，更生計画において最優先の債権として取扱うものとされており，優先的更生債権以下の債権と比較して公正かつ衡平な差を設けなければならないものとされている（法168条１項３号）。

3.3　約定劣後債権

法43条4項1号，法168条1項4号参照。

3.4　開始後債権

開始後債権とは，更生手続開始後の原因にもとづいて生じた財産上の請求権で，共益債権，更生債権等のいずれでもないものは，開始後債権となる。そして，開始後債権は手続外の債権として，劣後的取扱がされる（法134条）。この債権に該当するものはほとんどないといわれているが[11]，本研究においては，電力事業者が支援機構より交付された資金の返還のために負う債務を，他方支援機構からみればこの請求権を開始後債権的分類に位置づけることができるか否か，今後の検討課題としたい。

3.5　共益債権

3.5.1　共益債権について[12]

共益債権とは，更生債権，更生担保権及び開始後債権を除いた請求権であって，主としてすべての利害関係者の共同の利益のために要した費用を内容とする請求権をいう。

共益債権は，更生債権や更生担保権と異なり，更生手続きによることなく，随時，更生債権・更生担保権に先立って弁済するものとされている。これは，共益債権が，例えば，更生手続開始後の事業の経営等に基づき生じた請求権のように，主として更生手続きの遂行のために生じた費用であり，全債権者の共同の利益のために生じた債権であるからである。

3.5.2　共益債権の種類

3.5.2.1　法127条の定める共益債権

法127条で定める共益債権には，更生債権者等及び株主等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権（1号），更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処理に関する費用の請求権（2号），更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。（3号）），管財人，保全管理人等に支払うべき報酬，更生債権者委員会，更生債権者等が事業の更生に貢献したときに支払われる費用及び報償金の請求権（4号），更生会社の業務及び財産に関し管財人（更生計画認可後に更生計画の定め又は裁判所の決定によって更生会社の機関が権限を回復した場合の更生会社を含む。）が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権（5号，管財人や更生会社の不法行為にもとづく損害賠償請求権については，本号に該当すると考えられている。），事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に生じた請求権（6号），更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で，更生手続開始後に生じた請求権（1号から6号までの請求権を除く），（7号），本号は旧法208条8号にあたり，公害や薬害等の不法行為による損害賠償請求権については，本号として捉えることにつき，本稿【4.2.2】以下の多くの論稿で検討されている。

以上の請求権が本条において規定されている。

3.5.2.2　法127条で定める以外の共益債権

法127条各号に定める共益債権以外に，保全管理人の借入れによる請求権（法128条1項），使用

人の給料等の請求権（①労働債権（法130条１項），②退職権請求権（法130条１項），③使用人の預り金の返還請求権（法130条１項））などがある。

また，双方未履行の双務契約に係るものとして，法61条１項・４項・５項，継続的供給契約に係るものとして，法62条２項なども共益債権とされる。

その他，賃貸借等の相手方の請求権（法61条１項，法63条の準用する破産法56条２項），否認された場合の相手方の価額償還請求権（法91条の２　１項２号・２項），先行した手続の費用等（法50条９項１号～４号，同52条３項，同53条，同107条４項），租税等請求権（法129条），社債管理会社等の費用等（法131条）なども共益債権とされる。

3.5.3　共益債権の特徴

共益債権は，更生計画の定めるところによらないで，随時弁済される（法132条１項）。したがって，更生計画認可の決定の前後を問わず，その履行期に応じて，共益債権者からの請求により順次支払いがなされる。管財人が共益債権の承認をするにあたり，裁判所は，必要があると認めるときは裁判所の許可を得なければならないものとすることができる（法72条２項８号）。実務上は，ほとんどの事件において，共益債権の承認は裁判所の要許可事項とされている。この場合に，裁判所の許可を得ないでした承認及び弁済は，原則として無効である（法72条３項）。また，共益債権は，更生債権及び更生担保権に先立って弁済される（法132条２項）。したがって，管財人は，更生計画に基づいて更生債権者等に対する弁済を行う前に，管財人が把握している共益債権の弁済を行わなければならない。

なお，共益債権の総額を会社財産をもって弁済することができなくなった段階では，実体法上の優先権の如何を問わず，債権額の割合に応じて弁済されることになる（法133条１項本文）。そして，共益債権者が請求したにもかかわらず管財人が任意に弁済しないときは，共益債権者は，更生会社の財産に対して，強制執行を行うことができるとされている。

3.6　更生手続における権利者間の順位

更生手続における権利者間の順位は，①更生担保権，②一般の先取特権その他の一般の優先権がある更生債権（「優先的更生債権」），③一般の更生債権，③開始後債権，⑤約定劣後更生債権，⑥残余財産の分配に関する優先株式，⑦その他の株式　である。

他方で，更生計画においては，この順位を考慮して，更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとしている（法168条１項，同３項）が，共益債権は更生手続外で随時弁済され（法132条１項），更生債権等に先立って弁済される債権（同２項）[13]であり，この順位には関わらない。

3.7　原発事故に伴う損害賠償請求権の共益債権化（優先債権化）について

本研究で原発損害賠償請求権と同旨としている不法行為に伴う損害賠償請求権は一般の更生債権として位置付けられ，更生手続の枠内で弁済を受けることになる。このことは，更生計画の認可決定が確定するまでの間（早くて１年），一切弁済を受けることはできず，かつ，通常の場合，大幅な債権放棄を伴う権利変更（いわゆる免責）が求められるということを意味する。したがっ

て，原発事故に伴う損害賠償請求権に優先弁済権を持たせ，随時弁済を可能とするためにはこの損害賠償請求権の共益債権化が一つの検討課題としてクローズアップされる。そして，損害賠償請求権が共益債権となれば，適宜支援機構等から資金交付が実施されるとの前提に立てば被害者への損害賠償は随時なされることになる。

4．更生手続における不法行為にもとづく損害賠償請求権

4.1 基本的概念

基本的に更生手続開始前に原因が発生した債権は更生計画において更生債権として処遇されるが，その請求権が，特別な事情によって共益債権化を図ることができるか，否か，これまでは公害や薬害等に係って多くの論稿が公表されている。これは，1970年代から1990年代にかけ公害や薬害等により多くの被害が発生し（水俣病等四大公害訴訟等），その損害賠償請求権の負担に耐え切れない企業が倒産手続を選択することによって免責を受け，負担から解放されることを模索したり，その倒産手続に再建型である会社更生手続が検討されるといった社会情勢に対し，万一会社更生手続が選択された場合，被害者の保障・救済につき，倒産手続ではどのような対処が可能かといった背景のもと，多くの論稿が公刊されたと推測される。本稿では，これらの論稿の見解をまずは整理することとしたい。もっとも，最近では，公害や薬害等を原因とする事例は他の個別特別法の整備によって倒産手続を回避する方策が検討され，現在では減少している。

福島原発事故にともなう損害賠償スキームについても，水俣病発生の当事者であるチッソの金融支援方式が参考とされている[14)]。他方最近では，民事再生法の施行や事業再生 ADR 等私的整理手続の整備，また会社の維持再生を求める社会の要請等によって，共益債権化の議論は変容し，特に企業価値を維持し更生を図ろうとする議論，すなわち会社の商取引債権について，実質共益債権化が可能か，否かについての議論が積極的に行われている。この議論についても，本稿の参考となる部分が随所に存在することから，次稿以降で研究・分析を行いたいと考える。

4.2 不法行為にもとづく損害賠償請求権について

4.2.1 会社更生法上の位置づけ

会社更生法の規定において，手続開始前の原因に基づく請求権を実質共益債権化し，裁判所の許可の下，随時弁済がなされているものとして，①少額債権者への弁済（法47条5項），②更生会社を主要な取引先とする中小企業者への弁済（同5号）があり，それらの運用で原発損害賠償請求権につき一部は対処できることも有りえようが，賠償総額が巨額になることなどが想定されることから，本研究では限定的に考えることとしたい。

会社更生法で，当該請求権を共益債権化することができると明定する規定は存在しないが，これまでの見解では法127条7号（旧法208条8号）に係るものとして議論されてきた。以下はその代表的なものについて時系列に整理することとする。

4.2.2　論稿研究

4.2.2.1　1969年に公刊された「青山善光『会社更生の性格と構造(4)』」において[15)]

旧会社更生法228条（現168条）は更生債権について3つに細分類しているが，優先更生債権が一般更生債権より有利に扱われねばならないことは当然であるとするも，同じ組の内部ではすべての権利を平等に扱うことについては（旧法229条本文（現168条））否定的に考えられている。そして，「例えば，同じ一般更生債権の範疇に入るものでも，それが不法行為にもとづくものと取引によって生じたものとでは差等をつけうるし，後者の中でも下請企業等の債権，原材料・エネルギー等の供給者の債権，消費貸借にもとづく債権等その権利の性質に応じて差異をつけることは許される（旧229条但書後段)。」と述べ，同じ組の中で不法行為にもとづく損害賠償請求権につき差を設けることについては許容しているものの，共益債権へのランクアップについては，検討対象とされていない。（以下本見解を「青山説」という。）

4.2.2.2　1976年に公刊された「谷口安平『倒産処理法（第2版）』」において[16)]

「交通事故など不法行為による損害賠償請求権も事故が開始前にあれば倒産債権と考えざるを得ないが，この種の債権の特性としてすでに確定判決や和解契約がある場合以外は額が不明確であり，開始後に発生した新たな損害（後遺症など）をどのように扱うかの問題もあり立法的解決が望まれている」としていることから，手続開始前の行為にもとづき発生した損害賠償請求権は更生債権，手続開始後は共益債権と区分せざるをえないとの考えを示し，これと異なる場合は立法的解決を求めている。（以下本見解を「谷口説」という）

4.2.2.3　同年に公刊された「兼子一監修『条解　会社更生法（中)』」において[17)]

公害や薬害等の不法行為にもとづく巨額の損害賠償債務の支払いに対し，経営上耐えることができなくなった会社が会社更生手続の適用を申請した際，その行為が開始決定の前と後で損害賠償請求権の帰趨が大きく異なることに対して，

「公害や交通戦争ともいわれる新しい事態の出現により，人身侵害を伴う不法行為に基づく損害賠償請求権のもつ社会的比重が極めて大きくなり，これを機械的に右の基準（手続開始決定の前後をもって損害賠償請求権の帰趨を決める基準）にあてはめて処理することにつき，大きな疑問が投げかけられようとしているのが事実である。その処理をいかにすべきかは，各国の集団的債務処理法制がそれぞれに苦悶しているところというべく，まだ確たる方向を見出してはいないというのが真実である。将来，解釈論的にもまた立法論的にも考究すべき大きな問題であるといわなくてはならない[18)]」と問題提起し，さらに，人身侵害を伴う不法行為に基づく未算定の損害賠償請求権の会社更生法における問題点として，

「突発的，かつ，重大な事故に伴う大量の人身侵害に基づく損害賠償請求権（たとえば大規模な交通事故による賠償債権）や，継続的，かつ，広範囲の人身侵害行為に基づく損害賠償請求権（たとえば有害物質の排出に基づくもの）などが問題とされよう。これらの場合の処理は，

(i)社会的に反響の大きさという一般的な意味での重大問題であることは言うまでもない，そのほかに，

(ii)開始前のものと開始後のものを画然とわけることができるか，また，分けるべきかが問題であろうし，

(iii)開始前のものとされた場合，ことに後遺症その他未顕出のもので届出の追完期間後に顕在化

したものにつき，免責の効果（旧法241条，現204条）を及ぼしてよいかは大問題であり，また，

㈣開始前のものにつき，計画による権利変更を予定した水増し金額が届け出られ，かつ，社会的圧力によってそのまま異議を封じて確定される場合，他の一般債権者を害することになりかねず，さればといって，これらの事態に対処して慎重に権利の確定を図るとすれば，計画立案の前段階に長期間を要し，個別的権利行使の禁止の期間が長期化して大きな社会的批判を受け，また，更生の時機を失いかねない事態も予想されるのである。かくて，この未確定債権の処理は，多数高額の不法行為損害賠償債務を抱えた企業にとって，会社更生法適用上の最大の問題点をなし，ひいては会社更生法に対するあらたな社会的非難の導火線となることも十分に予想されるのである。[19]」として，現行法上の限界が社会的にも大きな問題であると指摘する。そして，これら問題点の解決の方向性については，

「もっとも問題点が鮮明となる事例を挙げるならば，会社企業の同一または同種の一連の不法行為により甲乙が人身侵害を蒙り，甲が手続開始前日に，乙が手続開始の翌日に死亡したとしよう。従来の通常の不法行為理論を前提として102条（現2条8号）を機械的に適用すれば，死亡による損害賠償請求権については，甲の権利は更生債権，乙の権利は共益債権となるはずである。しかし，このような帰結は，まず社会的に容認されないところと断定しても差支えないだろう。このことは，少なくとも人身侵害による損害賠償請求権に関する限り，権利発生原因の時期が開始前か否かにより会社更生法上の権利者の地位をただちに決することは許されないことを示している。すなわち，人身侵害による損害賠償債権については，具体的な算定行為の完了の時点を基準として102条（現2条8号）を適用すべきであり，具体的には和解その他賠償額についての合意の成立の時，またはこれに代わるべき時，すなわち，給付を命ずる判決の確定もしくはこれに対する仮執行宣言の付与のいずれか早い時を基準とすべきである（伊藤教授はこれを「確定時説」と称している。本稿でも以降「確定時説」という。[20]）そして，開始決定の時に，以上の意味での未算定債権であるものは，本条にいう額不確定の債権でも，118条（現127条）にいう条件付債権でもなく，共益債権として扱うべきである（208条2項）。そして，このような負担の概算額を予定して遂行可能な計画案を作成しえないときは，少なくとも企業の存続を前提とする計画案の作成は断念すべきであろう[21]」と結論付け，不法行為にもとづく損害賠償請求権の共益債権化について，一つのテーブル・プランを示している。なお，この見解は以降多くの論稿の中で引用されている。

4.2.2.4 1978年に公刊された「櫻井孝一『更生手続と更生債権・更生担保権』[22]」において

公害などによる被害者の損害賠償請求権も，それをはっきりと開始前のものと開始後のものとに分けることができるのか，もし分けることができるとしても，開始前のものは更生債権，開始後のものは共益債権として，そこに大きく取扱いの差を生ずるが，そのようなことが社会的に是認されうるのか，また開始前のものとされたもので，開始後に新たな損害（後遺症など）が生じた場合，その取扱いはどうか，さらに額の未算定の損害賠償請求権につき更生手続上の処理をどうするか，といった問題が生ずると指摘するも，前掲注20の確定時説については，「たしかに，更生手続の実効を期するという点ではやむを得ない処理ともいえようが，しかし，同じ開始前の損害賠償請求権でありながら，開始時において額が具体的に和解などによって決定されているか否かによって，そこに大きな取扱いの差を生ぜしめることについては，なお問題が残らざるをえない。いずれにしても，更生債権として取り扱われる損害賠償債権の切り捨て部分の保障がなん

らかの形で考えなければならないであろう。」と確定時説には批判的であるも，現行法上のこれら問題点を解決するためには，別途法的等の枠組みが必要と考えている。（以下本見解を「櫻井説」という。）

4.2.2.5　1981年に公刊された「山内八郎『公的負担金の会社更生法上の問題―公害防止事業負担金を中心として―[23]』」において

「公害防止事業負担金については，それが回復事業か防止事業かを問わず，開始前に費用負担計画が公表されている場合の負担金を更生債権とし，然らざる場合はすべて共益債権と解する方が理論的にもすっきりし問題はすくない。……公害による被害の回復・防止を公法上の事業者負担金の面でとらえた場合，……不法行為による損害賠償請求権という私債権の面からみた場合，開始決定時固定主義を貫き免責の効果と結びつける現行法の姿勢には疑問がある。……この種の債権については，共益債権とするか少なくとも免責の対象から除外することを考慮して然るべきではなかろうか。」と述べ，共益債権化を肯定する。他方で，この見解については論理的な面から反対意見もある（例えば，伊藤説）。（以下本見解を「山内説」という。）

4.2.2.6　1986年に公刊された「注解　会社更生法[24]」において

「一般更生債権については50％免除としながら爆発事故による遺族補償金債権について全部を支払うとした更生計画があるが（日本マリンオイル・官報昭和57. 8. 20），社会政策的配慮によるものであって，企業継続による利益をこのような事故による困窮者に優先的に享受せしめることを是とするときは，このような取扱いを認めてもよいであろう。この他にも交通事故による損害賠償請求権につき全額弁済を定めるものや（一般更生債権の免除率は60％，道南バス・最高裁判所事務総局編「会社更生計画事例集（第２集）」399頁），鉱害賠償債権を共益債権として処理した例もある（その弁済原資を特別法により支給を受けられるもの，貝島炭鉱・同事例集２集513頁）。」としている。この論稿で取り上げられている「道南バス」の事例[25]では，一般の更生債権である金融機関及び営業関連の債権については，元本の20％の免除，その他の債権については債権額から10万円を差し引いた残額の60％の免除を受ける計画に対し，交通事故による損害賠償請求権につき，他の債権よりも優先的取扱をし，全額一括弁済をすることを計画としている。また，貝島炭礦については，鉱害賠償債権を共益債権として処理する計画[26]となっている。極めて重要な事例として参考に値すると考える。（以下本稿を「高木説①」という。）

4.2.2.7　同年に公刊された論文として，以降多くの論稿に影響を与えた「伊藤　眞『不法行為にもとづく損害賠償請求権と破産・会社更生[27]』」において

伊藤教授は，公害・薬害等の不法行為にもとづく損害賠償請求権について，「更生債権であっても，更生会社による不法行為の被害者が有する損害賠償請求権などについては，特別の配慮が必要となろう。人の身体に対する加害行為に起因する後遺症などについても，同様の問題がある。[28]」との見解の下，「会社更生手続においては，開始決定前の者であれば，債権額確定の時期を問わず更生債権となるという原則によりながら，更生計画の中で一般の更生債権とは区別して，優先的更生債権者に近い取り扱いをしようとするのが，本論文の立場である。」との基本的スタンスを示す[29]。また，確定時説は現在までで最も体系的に問題の解決を図ろうとしてきたものとして評価するも，損害賠償債権者間の不公平，あるいは共益債権が膨れ上がることによって更生計画を立てにくくなることなどの問題点も指摘する[30]。

加えて，このような損害賠償請求権を以下の４つの種類に分けて，更生計画において優先的更生債権と同等の扱いができないかを検討している。

①開始決定前にその債権額が確定しているもの

②開始決定時に権利確定手続中のもの

③債権届出期間後に損害が顕在化するもの

④計画成立後に損害が顕在化するもの

これら４種類の債権の更生手続における評価として，「取引債権者と比較して，損害賠償債権者に厚い保護を与えようとする視点からは，この４種類の債権者になるべく統一的に優先権を与えることが望ましい。確定時説の下では，②以下の債権者は，共益債権者として厚く保護されるが，単なる更生債権者としての地位しか認められない①の債権者との間に余りにも大きな差が生まれる。やはり，原則としては，これら４種類の債権者は，開始決定前の不法行為を原因とするという点から，性格としては更生債権として位置づけるべきであろう。その上で，これらを通常の更生債権と区別して，更生計画において優先的更生債権と同等の扱いができないかどうかを考える。」として整理・分析し，債権者間の公正・衡平の原則にも反しないとの結論を導き出している。

また，伊藤教授は，会社更生手続とは異なるが，破産手続において，人身損害等にもとづく損害賠償請求権者の取扱いに関し，「この種の損害賠償債権に財団債権の地位を与える，優先的破産債権の地位を与える，あるいは破産配当に当たって衡平を考慮した取り扱いをすることが考えられるが，制度化はされていない。立法になじみにくいが，破産管財人として，この種の債権に対して何らかの配慮が必要であろう[31]。」と公正・衡平の原則を限定債権に取入れ，すなわち固定主義から限定的膨張主義への展開を示唆している。加えて，「実体法上の根拠に基づいて優先的更生債権とされるものの他に，社会的に保護の必要が説かれるものとして，下請け業者の請負代金債権や不法行為に基づく損害賠償債権などがある。根本的な問題解決のためには，実体法がこれらの債権に優先権を付与することが望ましいが，一般更生債権について適用される平等原則の衡平の見地から修正することによって（法47条２項～５項・同168条１項柱書但書），問題が解決される[32]。」とする。（以下本見解を「伊藤説」という。）

なお，伊藤教授は2014年２月24日付「金融財政事情13頁『法的整理における損害賠償債権の地位』」において，「法的整理において，不法行為に基づく損害賠償請求権は，取引債権や金融債権とともに無担保であれば，原則として皆，平等の取扱いになるが，それが妥当かどうかについては疑問がある」とする。その理由として，「同債権は，被害者は自分の意思と関係なく身体や財産についての損害を受け，その損害の填補として債務者に対して債権を取得するに至ったものである。債務者が倒産してすべての債務を返済できなくなった場合に，発生原因を一切問うことなしに平等な弁済ということでよいのか（中略）損害賠償債権を他の更生債権に優先する債権よりも優遇する可能性は限られている。もっとも，加害行為が更生手続開始後も継続しているといえるのであれば，更生手続開始後の加害行為による損害賠償債権は共益債権として優先的な弁済の対象となり得るし，少額債権として計画外で支払うことも可能ではないか」との見解を改めて示している。

4.2.2.8　1993年に公刊された「松下淳一『結合企業の倒産法的規律』[33]」において

「労働債権の保護は，会社更生においてはかなり充実しており，破産においてもある程度は行われている。これに対して不法行為債権者については一般債権者と平等の弁済しか受けられず保護は十分ではない。信用供与の要素のない不法行為の事実に対して，一般金銭債権という優先順位の救済を民法が与えたことに起因する問題であり，今後さらに検討が必要である。」との見解を示し，当論文注書[34]で,「倒産手続きにおいて，他の全債権者から不法行為債権者を優遇する旨の同意が得られない場合に，なお優先的な扱いをすることは現段階では困難であろう。」とし，さらに，立法論として，以下の提言が行われている。「立法論として，不法行為債権の保護を倒産法上どのように配慮すべきかについて３つの点を指摘できよう。第一は，何らかの優先権を認めて一般債権者の不測の不利益はやむなし，との価値判断を取るかどうかである。第二は，不法行為の種類に応じて保険制度との役割分担をどう考えるかである。第三は，一時点で財産関係を整理する倒産手続において，継続して発生する不法行為から生ずる債権をどのように扱うかである。」

4.2.2.9　1994年に公刊された「裁判実務体系第３巻　『会社訴訟・会社更生法（改訂版）』[35]」において

これまでの議論の課題を整理・分析した上で，更生手続における当該債権の処遇に係る一つの限界について論じられている。詳細は以下の通りである。

「不法行為により人の生命・身体への影響が侵害されたことに基づく被害者の有する損害賠償請求権は，被害の可及的速やかな救済という配慮が働き，更生手続のように集団的債務処理手続における処遇の面から見ると，他の取引関係に基づく財産上の請求権とはかなり様相を異にする（例えば太洋デパート事件）。

特に，環境破壊を通じて被害者の生活の総体を破壊する公害，薬品の製造等会社の事業活動によって惹き起こされた薬害等は，一般の不法行為による被害に比し，常に加害者が企業で被害者は住民・消費者であること，加害行為が長期間継続し，被害が広範囲に及ぶこと，住民・消費者は被害を回避できない状況におかれていること，被害は悲惨であること等の特色を有し，被害者の救済優先が強調される（新潟水俣病事件の新潟地裁判決昭和46年９月29日下級民集22巻９・10号別冊１頁ほか四大公害判決，西原＝木村編・公害法の基礎184頁・355頁）。

そこで，かかる損害賠償請求権を更生債権として権利変更と免責の対象とすることは被害者の救済の要請に反しないか等の疑問が生じる。」と述べた上で，

損害賠償請求権の更生手続における取扱いについてこれまでの論考から，以下４つに整理し評価しているが，各々問題があるとしている。

「①更生手続開始前の行為に基づき発生した損害賠償請求権と手続開始後の行為に基づき発生した損害賠償請求権とを分け，前者は更生債権，後者は共益債権とする考え方[36]

②損害賠償請求権を手続開始の前後によって区別することは①と基本的に同じであるが，手続開始前の行為に基づき手続開始後先行の損害とは別の損害が新たに生じたときは，その損害賠償請求権は，共益債権あるいは更生債権であっても免責の効力は及ばないとする考え方[37]

③損害額の具体的な算定行為完了が手続開始前か開始後かによって区別し，前者ならば更生債権，後者ならば共益債権とする考え方[38]

④加害行為，損害の発生及び額の具体的算定が手続開始前か後かに関係なく，公害等に基づく損害賠償請求権はすべて共益債権とするか，あるいは免責の効果を受けないとする考え方[39)]

さらに，更生手続による処理の限界として，[40)]

「この問題は，公害等による被害者の救済方法やその費用の負担の在り方の面からも検討すべきである。……こうした相反する利害の調整を図って関係者の利益に合する解決策を見出すためには，より根本的な視野からの補償制度の確立，立法的解決が望まれるのであって，会社更生法の解釈のみではなお限界があるといわなければならない。」として，その実例として，水俣病の加害企業であるチッソの経営危機に際し，会社更生法を適用せず，補償金の支払いを熊本県債発行により肩代わりする方法で救済手段が講じられた事例を紹介している。（以下本見解を「長野説」という。）

4.2.2.10　1995年判例タイムズ臨時増刊「会社更生・会社整理・特別清算の実務と理論　第866号」において，本稿のテーマに係る以下の4本の論文について

4.2.2.10.1　「家近正直『更生債権の意義及び範囲』[41)]」において

当論文においても，確定時説，谷口説，山内説を採り上げているも，いずれの説も現行法上また被害者救済に欠ける等，適用については実際上困難とした上で，

「会社更生法が，開始決定の前後で債権の性質を区別しているために，このような継続的発生原因のある債権を，画一的に区分することによって，実際上，不都合が生じるのは，ある程度，やむを得ないというべきである。同一の不法行為に基づく損害賠償請求権を二つに分断すると，公害などの被害者救済の面で不十分になるとの指摘はもっともであるが，開始決定というやや偶然の支配する基準時点で線引きする以上，避けがたいことであろう。要は，会社の構成と被害者の救済をどう調和させるかの問題である。画一的取り扱いで不都合を生じた場合は，債権届け出については127条2項を類推適用して関係人集会までの届出を認めたり，更生計画案における平等原則の例外（229条但書）で対応すべきであろう。」としている。（以下本見解を「家近説」という。）

4.2.2.10.2　「宮川知法『共益債権の意義・種類』[42)]」において

当論文は，208条8号（現127条7号）に規定される「会社のために支出すべきやむを得ない費用」に焦点をあて，「この規定によって，更生債権・更生担保権を共益債権に格上げするようなことは，経済的力関係における強者の横暴を招くことにもなり得るので，通常は許されないというべきであるが，たとえば，公害その他の不法行為企業の更生手続で，被害者の債権を優遇しなければ，同企業の社会的信用の修復が難しい場合には，その債権の一部について，裁判所の許可を得て本号の共益債権に格上げする扱いをとることも一概に禁じられるべきではあるまい。」と述べ，裁判所の許可を前提に損害賠償請求権の共益債権化についての可能性を示唆している。（以下本見解を「宮川説」という。）

4.2.2.10.3　「高木新二郎『更生計画案策定の基準』[43)]」において

当該論文では，更生手続における平等原則の例外として，

「更生計画の条件は同じ性質の権利の間では平等でなければならないが，少額債権につき別段の定めをなすことや，衡平を害しない場合には例外的に差等を設けることもできるものとされている。一般更生債権については一部免除を受けながら，事故等による被害者に対する損害賠償債務を全額弁済するとした複数の更生計画案の実例がある[44)]。社会政策的配慮によるものである。事故

や公害等の被害者等が有する更生債権を一般更生債権より優遇することも許されよう。」として，当論文において青山説に疑問を呈し，伊藤説を支持している。（以下本見解を「高木説②」という）

4.2.2.10.4　「石渡哲『会社更生計画における公正・衡平・遂行可能』[45]」において

当論文では，青山説につき「一般更生債権でも，不法行為に基づくものと取引に基づくものとを分け，後者をさらに取引の種類によって分けて処遇することを認めようとするものもある。しかし，このように債権の発生原因に基づいてその処遇を分けていったら，会社更生法が基本的に同じ性質の債権を平等に扱おうとした趣旨が害されることになると思われるので，かような考え方には賛成できない。」と反対論を展開している。（以下本見解を「石渡説」という。）

4.2.2.11　1996年に公刊された「倒産制度研究会代表田原睦夫『「再建計画」倒産実務上の諸問題―法改正に向けて―』[46]」において

この論文は，平等原則の例外として損害賠償請求権をとらえ，その例として太洋デパートの更生事件を紹介したうえで，
「不法行為による損害賠償債権の優先的扱いは，被害者の救済という社会通念からすれば結果的に妥当なものであると思われる。しかし理論的には更生債権者間の平等原則と更生担保権者との間で衡平の原則から問題がないわけではない。他の更生債権との平等原則の関係では，更生法229但書（現168条但書）によって衡平を害しないとして仮に正当化しうるとしても，更生担保権者との関係では衡平の原則の問題は残る。」と問題提起し，太洋デパートの事例も更生手続開始決定前にほとんどの損害賠償請求権が確定しており，債権確定の問題は生じなかったとして，特殊な例であると整理している。

また，伊藤説の損害賠償債権の優先的取り扱いの合法性を理論的に説明する際には，多くの場合，損害賠償債権とそれ以外の取引債権とを比較して，その発生原因等により損害賠償債権の優先的取り扱いを正当化するという点に対して，「損害賠償債権と取引債権との違いだけを区別することは必ずしも妥当ではなく，さらに細かく債権の発生原因ごとの差異を強調すると，様々な債権について差を設けるべきではないかとの議論に発展することになる。そうすると実体法上の債権発生原因の違いにより債権の優先，劣後の区別をつけることになり，このようなことになれば更生債権者間の平等の原則について極めて困難な問題に直面するおそれがある。」として消極的に解し，「損害賠償債権を優先させることや親会社・支配株主等の密接な関係を有する者の債権を劣後的に扱うことは社会通念上許されるとしても，あらゆる問題を衡平の見地等から理論的に説明することには困難な問題があり，その取扱いの指針となる何らかの立法がなされるべきである。」とし，立法上の問題であるとの見解を示している。（以下本見解を「柴田説」という。）

4.2.2.12　1997年に公刊された「高橋宏志『債権者の平等と衡平』[47]」において

不法行為にもとづく損害賠償請求権を倒産法上で共益債権等として優遇することについて，「平等に我慢するがゆえに納得するという倒産法の基本理念が崩れる可能性を秘めているのである。関係人の議決のない清算型手続きでは立法を待たざるを得ないが，立法論としても不法行為債権の中でも生命・稼働能力喪失に至るものというように更に絞る必要が生じようし，優先弁済の度合いについても政策判断が交錯し，条文化は必ずしも容易な作業ではないであろう。倒産手続段階では明らかでない潜在的被害者債権の取扱いは，清算型倒産手続の枠を超える問題であるかもしれない。」と問題点を指摘するも，公害等による損害賠償請求権については，「不法行為債

権のバリエーションとして，公害発生企業に課される港湾浚渫，覆土などの負担金（公害防止事業費負担法による負担金など）の処遇がある。汚染された土地の回復の費用負担等が倒産すれば減額されるというのは公害防止制度の趣旨に合わない面があり，かといって，他の債権者の犠牲において優先するというのでは他の債権者にとって釈然としないところが残るであろう。まさに立法論の課題であるが，環境全体の問題である以上，倒産手続上も優遇されるのが基本的方向とならざるを得ないのではなかろうか。」として，立法化の必要性を説いている。（以下本見解を「高橋説」という）

4.2.2.13　太洋デパートの更生事件

更生手続における不法行為にもとづく損害賠償請求権の処遇について，本稿で検討した論文の多くが更生債権の組の中で差を設けた事例として太洋デパートの更生事件を紹介している。本稿においても当該債権の共益債権化を検討する上で重要な当該事例につきその概略を以下に述べておきたい。

太洋デパートの更生計画は，北海道の「道南バス」の更生事件が参考とされている。具体的には，1973年11月に熊本県内業界首位の太洋デパートにおいて火災が発生し，死者103名，負傷者68名という痛ましい犠牲者を出した。この火災が原因となって業績が悪化し，同社は1976年10月に，熊本地方裁判所に更生手続開始の申立を行い，翌年４月に更生手続開始の決定を行った。

本更生事件において，火災事故の死傷者および負傷者が有する道南バスの事例では，交通事故に伴う損害賠償請求権を更生債権に位置づけた上で，一括で優先的な弁済がなされている。太洋デパートの事例では，当時火災事故の遺族・負傷者の一般更生債権の弁済について，100％弁済すべきという風潮があったが，更生計画においては元本の86％弁済の更生担保権より低い81％の弁済率にとどめざるを得なかったとする[48]。もっとも，同じ更生債権の組である商取引上の債権者に対する弁済率は20％とし，差を設けた結果となっている[49]が，更生担保権に対する弁済率との関係がもっとも注目されたのではないかと思われる。

さらに，「このような不法行為にもとづく損害賠償請求権の処遇について，不法行為債権のうち，殊にこのような会社の主たる事業に関して生じた事故の被害者の有する債権については，保険で処理する方法もあるにはあるが，担保権者の先順位または同順位程度の強い先取特権を認めるなり，あるいは担保付社債信託法のように債務者と不法行為債権者（被害者）との中間に受託会社類似のものを置き，被害者のために物的担保を保有させ，信託的手法によって被害者を救済するなど被害者の法的地位を実定法上強化する試みも必要ではないかと考える[50]。」とし，保護すべき被害者に対して更生手続上の限界に対処するべく立法化等方策の検討が必要としている。

4.2.3　民事再生法との関係において

民事再生法では「共益債権となる請求権」について，同法119条に，会社更生法では127条に規定されている。その内容は基本的に共通すると解釈されている。もっとも，民事再生法施行（2000年）時点の更生手続は旧法が適用され，旧208条（現127条）が対象規定であった。なかでも，再生法119条７号は「再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で，再生手続開始後に生じたもの」であるのに対し，対照とされる旧更生法208条８号（現127条７号）の規定は「会社のために支出すべきやむを得ない費用で，前各号に掲げるもの以外のもの」とされており，

「再生手続開始後」という規定が設けられていなかったために，手続開始前の原因にもとづく請求権が，共益債権とされることもあり得るとの解釈もあったが，民事再生法及び現行の会社更生法では，手続開始後という文言が追加され，そのような解釈が排除されることとなった。[51] もっとも，上記論稿の中に，本件について検討しているものは，筆者の研究の範囲では見出すことができなかった。確かに条文上「開始決定後」との規定は旧法では設けれていないが，それは自明のものとして整理されていたのではないだろうか。そして，民事再生法策定時の立法担当者の発言[52]の中にもそれが裏付けられていると考えられる。

4.2.4　まとめ

本稿において，15編の論稿を検討した。これらの論稿の中で，青山説は，一般更生債権でも，不法行為にもとづくものと取引にもとづくものとを区分し，差を設けることとするが，会社更生法上平等性を失することになると石渡説は主張する。

また，公害・薬害等の被害を受けた被害者に対する損害賠償請求権をたとえそれが手続開始前の原因であったとしても更生計画において，共益債権として処遇すべきとする山内説と共益債権に格上げすることも一概に禁じられるべきではないとして積極的に解する宮川説がある。もっとも，うち山内説については，被害者を救済しなければ人道上の問題が生じ，更生手続としても社会からの信頼を失う可能性があるといった観点からは評価するものもあるが，法的な論理性を欠いていると評価するものもある。筆者も同様に考えるが，両説も当該見解の上下の文脈から基本的には困難であるとの認識の下このような見解がなされたのではないかと推察することができる。

他方，いわゆる破産手続における固定主義の原則を更生手続においても維持する見解としては，谷口説や家近説，長野説がある。特に，長野説では，谷口説や確定時説，さらに山内説等を対比し，問題点を指摘したうえで，更生手続における処理の限界を指摘している。

次ぎに，確定時説は多くの論稿でも引用されており，この問題を検討する上でのスタンダードとなっているが，やはり債権額が確定する時期と手続開始との関係などさらに検討すべき事項が多くこの説を支持する見解は少ない。

支持されている見解としては，やはり伊藤説であると思われる。伊藤説においても共益債権化は公正・衡平の原則から問題なしとしていない。他方で，更生債権の組のなかで優先債権として位置づけ，実質共益債権化を図るべく論理が展開されている。更生計画においてしか弁済を受けることができないというデメリットはあるが，現行法の枠組みおよび被害者に対して最大の補償をするといった双方の要求を充たすギリギリの方策ではないかと思われ，筆者も高く評価している。高木説①・高木説②は，伊藤説を支持するもので，裁判所裁判官として直接更生事件の指揮にあたり，また弁護士として多くの更生事件に携わってきた経験に裏打ちされた貴重な見解であると思われる。高橋説も同様の見解である。伊藤説に対しては公正・衡平の観点から消極的に解する見解として柴田説がる。

なお，会社更生手続上，損害賠償請求権の優先弁済を検討することは更生手続による処理の限界（たとえば，公正・衡平の原則等の観点からも）を超えていることから，大方の論稿において別途立法化が必要との主張がなされている。このことは，本研究における特別法で原発損害賠償請求権の優先弁済化（共益債権化）を図るという課題に対して大きな示唆を与えるものである。

５．今後の課題

本稿において，公害や薬害等による不法行為にもとづく損害賠償請求権を原発損害賠償請求権と同旨の請求権であるとの理解の下，それら請求権の会社更生手続上の取扱いについて，これまでに公刊された論稿を中心に検討をした。その結果は前節で述べた通りであるが，多くの論稿において，立法的措置を図って損害賠償請求権を優先する取扱いについて，否定的または消極的に解する見解は見受けられなかった。このことは本研究全体を前進させる大きな要素のなるものと思われる。他方で，会社更生手続における公正・衡平の原則に対し，本研究のテーマが真に抵触しないか，再度検討を深める必要があると思われる。

また，最近，更生手続において商取引債権を優先し企業価値を維持することによって，更生に資するとする考え方等について多くの議論が展開されている。公正・衡平の原則を維持しながら如何にこの課題を論理的に解決していくべきか，本研究におけるテーマにも大きく影響するものと思われる。本研究において本稿の結果を糸口にして，より研究を深化させるうえでも，商取引債権に関する見解・議論を再整理し，また今後の議論の方向性についても注視することとしたい。

さらに，会社更生手続と並ぶ再建型倒産手続きである民事再生法において，基本的には会社更生法と同旨に考えることができると思われるが，民事再生法における見解や議論についても検証を行う必要がある。これらの事項についても次稿の研究課題としたい。

また，次稿では，これらに加えて本研究の主要テーマである原発損害賠償請求権の保護（被害者への完全賠償）にかかわる枠組みを立法化も含めて提示できればと考える。

なお，2015年５月21日に内閣府原子力委員会内に原子力損害賠償制度専門部会が設置され，原発事故が起きたときの損害賠償制度を見直すための本格的な議論が開始し，2016年夏まで議論を続け，関係する法律の改正につなげたいとの考えである。この議論の進捗にも注目し，本研究の進度を深めたいと考える。

＊本研究は，JSPS 科研費・基盤研究 C（課題番号26510021）による成果の一部である。

なお，本稿脱稿後，上記委員会に置いて，第５回原子力損害賠償専門部会が開催され（2015年12月９日開催),「４．原発損害賠償制度見直しの進捗状況」において，今後の同部会における「原子力損害賠償制度の見直しに係る検討事項」が明らかにされた。これによると，以下の検討課題が示されている。

〈検討課題〉

１．原子力損害賠償制度の基本的枠組みについて

⑴被害者保護の在り方について

⑵国民負担の最小化について

⑶事業環境変化の下での原子力事業者の予見可能性について

２．原子力損害賠償制度の目的等〉について

⑴原子力損害賠償法の目的規定について

⑵原子力賠償制度における官民の適切な役割分担について

これらの検討課題の議論の方向性等は，本研究に与える影響も少なくないため，継続して注視していき

たいと考える。

注

1) 東京電力は事故当初会社更生手続の適用申請を検討したとの文献もある。遠藤典子「原子力損害賠償制度の研究」141頁以下　岩波書店

2) 深山卓也著「一問一答新会社更生法」16頁　商事法務

立法担当者も「一般的には，事業規模が大きく権利関係の複雑な大企業は更生手続によって事業の更生を図るのが合理的であり，他方，事業規模が小さく権利関係も比較的単純な中小企業は，手続が迅速に進行し，費用も低廉な再生手続によって事業の再生を図るのが合理的であると考えられる。もっとも，例えば，上場企業であっても，①私的整理が先行している事案や②その財務状態がさほど悪化していない事案においては，手続構造が簡素な再生手続による方が合理的な場合がある。したがって，結局は，個別の事案における更生会社の財産状況，負債の多寡等が総合的に考慮され，使い分けられることのなるといわざるを得ない。」としている。

3) 拙稿「福島県における震災復興の現状と課題―二重債務問題・原発損害賠償制度等を中心に」立命館経済学第64巻１号10頁～17頁，「地域復興の現状と新たな金融スキームについて―被災地における金融問題について―」立命館経済学第62巻第２号１頁～25頁，同「被災地における金融問題(2)」立命館経済学第62巻第５・６号318頁～335頁，同「東日本大震災被災地における二重債務問題と金融機関の経営問題について―被災地における金融問題(3)」平成25年度立命館大学研究推進プログラム報告書『災害リスクと税制・財政の諸問題に関する研究』１頁～23頁

4) 日本弁護士連合会編「原発事故損害賠償マニュアル」19頁　日本加除出版　18頁～19頁

5) 豊永晋輔「原子力損害賠償法」12頁～15頁　信山社。福島原発賠償に関する中間指針との関係では，淡路剛久・吉村良一・除本理史編「福島原発事故賠償の研究・福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築〔潮見佳男〕」101頁以下　日本評論社

6) これらの請求権は，不法行為により人の生命・身体への影響が侵害されたことにもとづく損害賠償請求権であり，被害の可及的速やかな救済が求められるものであるところ，原発損害賠償請求権とは同種の請求権と位置付けて検討することとした。

7) 更生計画によらずに弁済を受けることを主に手続外の権利行使といい，会社更生手続では，更生計画の中でしか基本的には弁済を受けることはできない。

8) 一般に，更生債権においては，一部債権放棄，金利免除，返済猶予等が求められる。また，更生担保権においては，返済猶予の上担保権の価額に応じての弁済がなされるが，更生担保権の一部放棄も会社更生法上は債権者集会での所定の手続きを経て可能とされる。

9) ①更生手続開始後の利息の請求権，②更生手続開始後の不履行による損害賠償または違約金の請求権，③更生手続参加の費用請求権，④法58条１項（為替手形の引受け又は支払い等）に規定する債権，⑤法61条１項（双務契約）の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権，⑥法63条（双務契約について破産法の準用）において準用する破産法58条２項の規定による損害賠償の請求権，⑦法63条において準用する破産法59条１項（交互計算）の規定による請求権，⑧法91条の２第２項２号・３号に定める権利

10) 一般の先取特権や租税債権，電力事業者の場合，社債権などがこれにあたる。

11) 山本和彦・中西正他「倒産法概説（第２版）」78頁　弘文堂

12) 西岡清一郎・鹿子木靖他編東京地裁会社更生実務研究会「会社更生の実務（下）」82頁以下参照　金融財政事情研究会（2005年）

13) 共益債権とは，更生債権，更生担保権及び開始後債権を除いた請求権であって，主としてすべての利害関係者の共同の利益のために要した費用を内容とする請求権をいう。

共益債権は，更生債権や更生担保権と異なり，更生手続によることなく，随時，更生債権・更生担

保権に先立って弁済されるものとされる。これは，共益債権が，例えば，更生手続開始後の事業の経営等に基づき生じた請求権のように，主として更生手続の遂行のために生じた費用であり，全債権者の共同の利益のために生じた債権であるという性質を持つ。（西岡清一郎・鹿子木康編東京地裁会社更生実務研究会「会社更生の実務（下）」82頁以下　金融財政事情研究）

14）　前掲注１）111頁以降
15）　青山善光「会社更生の性格と構造⑷」法学協会雑誌第86巻４号　467頁
16）　谷口安平「倒産処理法（第２版）」154頁　筑摩書房
17）　兼子一監修三ケ月章・竹下守夫・霜島甲一ほか「条解　会社更生法（中）」弘文堂
18）　前掲注17）284頁
19）　前掲注17）417頁
20）　後掲注27）
21）　前掲注17）421頁
22）　櫻井孝一「更生手続と更生債権・更生担保権」金融・商事判例554号　84頁
23）　山内八郎「公的負担金の会社更生法上の問題―公害防止事業負担金を中心として―」ジュリスト738号　116頁～117頁
24）　宮脇幸彦・井関浩・山口和男編「注解　会社更生法」835頁～836頁〔高木新二郎〕青林書院
25）　最高裁判所事務総局編「会社更生計画事例集（第２集）」法曹界（1978年）399頁
26）　詳細については，未確認である。この共益債権化については，特別法の立法化によるものとされているが，原発損害賠償請求権の共益債権化にも大きな影響を及ぼす可能性があることから，今後詳細に研究したい。
27）　伊藤眞『不法行為にもとづく損害賠償請求権と破産・会社更生』判例時報1194号（判例評論330号）174頁～189頁
28）　前掲注27）174頁
29）　前掲注27）183頁
30）　前掲注27）181頁
31）　伊藤眞「破産管財人の職務再考―破産精算による社会主義の実現を求めて―」判例タイムズ1183号35頁
32）　伊藤眞「会社更生法」190頁　有斐閣（2012）
33）　松下淳一「結合企業の倒産法的規律」法学協会雑誌第110巻３号　307頁
34）　前掲注35）307頁における（注14）で述べられている。
35）　竹下守夫・藤田耕三編集「裁判実務体系第３巻『会社訴訟・会社更生法（改訂版）』」459頁〔長野益三〕青林書院
36）　例えば，前掲注16）
37）　兼子一監修三ケ月章・竹下守夫・霜島甲一ほか「条解　会社更生法（下）」145頁　弘文堂
38）　前掲注17）421頁
39）　前掲注23）117頁
40）　前掲注35）465頁
41）　家近正直「更生債権の意義及び範囲」判例タイムズ866号　232頁
42）　宮川知法「共益債権の意義・種類」判例タイムズ866号　294頁
43）　高木新二郎「更生計画案策定の基準」判例タイムズ866号　306頁
44）　前掲注24）
45）　石渡哲「会社更生計画における公正・衡平・遂行可能」判例タイムズ866号　337頁
46）　倒産制度研究会代表田原睦夫「『再建計画』倒産実務上の問題点―法改正に向けて」判例タイムズ904号　52頁〔柴田龍彦〕
47）　高橋宏志「債権者の平等と衡平」ジュリスト1111号156頁

48)　熊本県弁護士会会誌編纂委員会「熊本県弁護士会史―『太洋デパート会社更生計画について』〔野口敏夫〕」584頁　なお，野口弁護士は，更生会社の管財人の訴訟代理人にとして，本手続に関与した。

その他，原島重義「災害と法 / 実態調査レポート・8 『太洋デパート火災事件』」法律時報第56巻12号100頁〜102頁

49)　この差について，柴田説では更生担保権者との間では問題は残ると指摘し，また本事件を特殊な例として整理している。

50)　前掲注48)　586頁

51)　園尾隆司・小林秀之編集「条解民事再生法（第2版）」531頁〔清水建夫〕弘文堂

52)　伊藤眞・高橋宏志他「民事再生法逐条研究―解釈と運用―」ジュリスト増刊（2002）105頁〔深山発言〕